

騒音・振動規制のてびき 工場・事業場 編

騒音規制法
振動規制法
千葉県環境保全条例

千葉県環境局

2013. 4. 1



工場・事業場において

- ◎ 特定施設の設置・変更
- ◎ 届出者や届出内容の変更
- ◎ 特定作業の開始 etc…

をする場合は届出が必要です

騒音規制法による規制（昭和43年6月10日 法律第98号）

1 特定施設（昭和43年11月27日 政令第324号）

工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設であって政令で定めるものを特定施設といいます。これらの施設を設置する工場又は事業場を特定工場等といい、規制の対象としています。

1	<p>金属加工機械</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 圧延機械（原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上のものに限る。） ロ 製管機械 ハ ベンディングマシン（ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。） ニ 液圧プレス（矯正プレスを除く。） ホ 機械プレス（呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る。） ヘ せん断機（原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。） ト 鍛造機 チ ワイヤフォーミングマシン リ ブラスト（タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。） ヌ タンブラー ル 切断機（といしを用いるものに限る。）
2	空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
4	織機（原動機を用いるものに限る。）
5	<p>建設用資材製造機械</p> <ul style="list-style-type: none"> イ コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。） ロ アスファルトプラント（混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。）
6	穀物用製粉機（ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
7	<p>木材加工機械</p> <ul style="list-style-type: none"> イ ドラムバーカー ロ チッパー（原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。） ハ 碎木機 ニ 帯のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が15キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。） ホ 丸のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が15キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。） ヘ かな盤（原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）
8	抄紙機
9	印刷機械（原動機を用いるものに限る。）
10	合成樹脂用射出成形機
11	鋳造型機（ジヨルト式のものに限る。）

※ 振動規制法・千葉県環境保全条例における特定施設との関係について、「騒音・振動関係法令の特定施設早見表」を末尾ページに示しています。

2 指定地域（平成4年4月1日 千葉市告示第97号）

騒音を防止することにより、住民の生活環境を保全する必要があると認める地域として、騒音規制法に基づき千葉市長が指定した地域を指定地域といいます。千葉市では、市内全域が指定地域となっており、特に騒音防止が必要と認められる一部の地域について、特別地域（緩衝地帯）を設けています。この指定地域は4つに区分されており、概ね次のとおりです。

区 域	都 市 計 画 法 に お け る 用 途 地 域
第1種区域	第1・2種低層住居専用地域及び第1・2種中高層住居専用地域
第2種区域	第1・2種住居地域、準住居地域、市街化調整区域並びに第1特別地域
第3種区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域（ただし、第1特別地域を除く）並びに第2特別地域
第4種区域	工業地域及び工業専用地域（ただし、第1特別地域及び第2特別地域を除く）

備考

- 第1特別地域とは、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域であって、第1・2種低層住居専用地域及び第1・2種中高層住居専用地域に接する境界から50メートル以内の区域をいう。
- 第2特別地域とは、工業地域及び工業専用地域であって、第1・2種住居地域、準住居地域、市街化調整区域に接する境界から50メートル以内の区域をいう。

3 規制基準（平成4年4月1日 千葉市告示第97号）

時間の区分 区域の区分	昼間： 午前8時～午後7時	朝夕： 午前6時～午前8時及び 午後7時～午後10時	夜間： 午後10時～ 翌日の午前6時
第1種区域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第2種区域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第3種区域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
第4種区域	70デシベル	65デシベル	60デシベル

備考

- 騒音の測定点は、原則として、音源の存する場所の敷地境界線上における地点とする。
- 第2種区域、第3種区域及び第4種区域内に所在する学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム（以下「学校、保育所、病院等」という。）の敷地の周囲おおむね50メートル以内の区域における規制基準は、この表に掲げる値から5デシベルを減じた値とする。

4 届出（同法第6、7、8、10、11条）

指定地域内において特定施設を設置し、又は変更等をしようとする者は、所定の届出をしなければなりません。届出には正副2部が必要になります。（届出様式はホームページからダウンロードできます。）

5 勧告及び命令（同法第 9、12 条）

(1) 計画変更勧告

特定施設の設置又は数等の変更の届出による計画が、特定工場等から発生する騒音が規制基準に適合しないことにより、その特定工場等の周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、その届出を受理した日から 30 日以内に、計画の変更を勧告されます。

(2) 改善勧告

既設の特定工場等から発生する騒音が、規制基準に適合しないことにより、周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、改善すべきことを勧告されます。

(3) 改善命令

計画変更勧告に従わないで特定施設を設置している時、又は改善勧告に従わない時は、その勧告に従うことが命ぜられます。

6 報告及び検査（同法第 20 条）

(1) 報告の徴収

特定施設の状況等について、報告を求められることがあります。

(2) 立入検査

特定施設その他の物件について、立入検査されることがあります。

7 罰則（同法第 29～33 条）

改善命令に従わない時、届出を怠った時、あるいは報告又は検査を拒んだ時は、罰則が適用されます。

8 電気・ガス工作物に係る取扱い（同法第 21 条）

電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)第 2 条第 1 項第 16 号に規定する電気工作物、ガス事業法(昭和 29 年法律第 51 号)第 2 条第 13 項に規定するガス工作物又は鉱山保安法(昭和 24 年法律第 70 号)第 8 条第 1 項に規定する建設物、工作物、その他の施設(同法第 2 条第 2 項ただし書に規定する附属施設に設置されるものを除く。)である特定施設は、電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法の規定が適用されますので、特定施設の設置・変更等届出、勧告及び命令等の規定は適用されません。

ただし、規制規準を遵守する義務はあります。

騒音規制法届出種類

		届出種類	届出期限
1	指定地域内において工場又は事業場に特定施設(作業を含む。以下同じ)を設置しようとする場合	特定施設設置届 法第6条(様式第1)	工事開始日の30日前まで
2	一の地域が指定地域となった際、現にその地域内において工場又は事業場に特定施設を設置している場合 一の施設が特定施設となった際、現に指定地域内において工場又は事業場にその施設を設置している場合	特定施設使用届 法第7条(様式第2)	指定地域となった日又は特定施設となった日から30日以内
3	特定施設の種類ごとの数を変更する場合(注1)	特定施設の種類ごとの数変更届 法第8条(様式第3)	変更工事開始日の30日前まで
4	騒音の防止の方法を変更する場合(注2)	騒音の防止の方法変更届 法第8条(様式第4)	変更工事開始日の30日前まで
5	氏名、住所、工場又は事業場の名称、所在地等に変更があった場合(注3)	氏名等の変更届 法第10条(様式第6)	変更があった日から30日以内
6	特定工場等に設置する特定施設のすべての使用を廃止した場合	特定施設使用全廃届 法第10条(様式第7)	使用を廃止した日から30日以内
7	特定工場等に設置する特定施設のすべてを譲り受け又は借り受け、相続又は合併により承継した場合	承継届 法第11条(様式第8)	承継があった日から30日以内

注1 特定施設の種類ごとの数を増加しない場合、又はその施設に係る直近の届出により届け出た数の2倍以内の数に増加する場合は、必要ありません。

注2 防止方法の変更により騒音が増加しない場合は、届出の必要はありません。

注3 工場等の所在地の変更とは住居表示の変更であって、工場・事業場の移転による変更ではありません。移転の場合は、1及び6による届出が必要となります。

振動規制法による規制（昭和 51 年 6 月 10 日 法律第 64 号）

1 特定施設（昭和 51 年 10 月 22 日 政令第 280 号）

工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい振動を発生する施設で、政令で定めるものを特定施設といいます。これらの施設を設置する工場又は事業場を特定工場等といい、規制の対象としています。

1	金属加工機械 イ 液圧プレス（矯正プレスを除く。） ロ 機械プレス ハ セン断機（原動機の定格出力が 1 キロワット以上のものに限る。） ニ 鍛造機 ホ ワイヤフォーマーマシン（原動機の定格出力が 37.5 キロワット以上のものに限る。）
2	圧縮機（原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。ただし、冷凍機を除く。）
3	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。）
4	織機（原動機を用いるものに限る。）
5	コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が 2.95 キロワット以上のものに限る。）並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が 10 キロワット以上のものに限る）
6	木材加工機械 イ ドラムバーカー ロ チッパー（原動機の定格出力が 2.2 キロワット以上のものに限る。）
7	印刷機械（原動機の定格出力が 2.2 キロワット以上のものに限る。）
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が 30 キロワット以上のものに限る。）
9	合成樹脂用射出成形機
10	鋳型造型機（ジョルト式のものに限る。）

※ 騒音規制法・千葉県環境保全条例における特定施設との関係について、「騒音・振動関係法令の特定施設早見表」を末尾ページに示しています。

2 指定地域（平成 4 年 4 月 1 日 千葉県告示第 100 号）

振動を防止することにより、住民の生活環境を保全する必要があると認める地域として、振動規制法に基づき千葉市長が指定した地域を指定地域といいます。千葉県では、工業専用地域を除いた地域が、指定地域となっています。

この指定地域は 2 つに区域区分されており、次のとおりです。

都市計画法における用途地域	
第 1 種区域	第 1・2 種低層住居専用地域、第 1・2 種中高層住居専用地域、第 1・2 種住居地域 準住居地域並びに市街化調整区域
第 2 種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

3 規制基準（平成4年4月1日 千葉市告示第100号）

時間の区分 区域の区分	昼 間 午前8時～午後7時	夜 間 午後7時～翌日の午前8時
第1種区域	60デシベル	55デシベル
第2種区域	65デシベル	60デシベル

備考

- 1 振動の測定点は、原則として振動発生源の存する場所の敷地境界線上における地点とする。
- 2 第1種区域及び第2種区域内に所在する学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム（以下「学校、保育所、病院等」という。）の敷地の周囲おおむね50メートル以内の区域における規制基準は、この表に掲げる値から5デシベルを減じた値とする。

4 届出（同法第6、7、8、10、11条）

指定地域内において特定施設を設置し、又は変更等をしようとする者は、所定の届出をしなければなりません。届出には正副2部が必要になります。（届出様式はホームページからダウンロードできます。）

5 勧告及び命令（同法第9、12条）

(1) 計画変更勧告

特定施設を設置又は数等の変更の届出による計画が、特定工場等から発生する振動が規制基準に適合しないことにより、その特定工場等の周辺的生活環境が損なわれると認める時は、その届出を受理した日から30日以内に、計画の変更を勧告されます。

(2) 改善勧告

既設の特定工場等から発生する振動が、規制基準に適合しないことにより、周辺的生活環境が損なわれていると認めるときは、改善すべきことを勧告されます。

(3) 改善命令

計画変更勧告に従わないで特定施設を設置している時、又は改善勧告に従わない時は、その勧告に従うことが命ぜられます。

6 報告及び検査（同法第17条）

(1) 報告の徴収

特定施設の様況等について、報告を求められることがあります。

(2) 立入検査

特定施設その他の物件について、立入検査されることがあります。

7 罰則（同法第25～29条）

改善命令に従わない時、届出を怠った時、あるいは報告又は検査を拒んだ時は、罰則が適用されます。

8 電気・ガス工作物等に係る取扱い（同法第 18 条）

電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)第 2 条第 1 項第 14 号に規定する電気工作物、ガス事業法(昭和 29 年法律第 51 号)第 2 条第 12 項に規定するガス工作物又は鉱山保安法(昭和 24 年法律第 70 号)第 8 条第 1 項に規定する建設物、工作物、その他の施設(同法第 2 条第 2 項ただし書に規定する付属施設に設置されるものを除く。)である特定施設は、電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法の規定が適用されますので、特定施設の設置・変更等届出、勧告及び命令等の規定は適用されません。

ただし、規制規準を遵守する義務はあります。

振動規制法届出種類

		届 出 種 類	届 出 期 限
1	指定地域内において工場又は事業場に特定施設(作業を含む。以下同じ)を設置しようとする場合	特定施設設置届 法第 6 条(様式第 1)	工事開始日の 30 日前まで
2	一の地域が指定地域となった際、現にその地域内において工場又は事業場に特定施設を設置している場合 一の施設が特定施設となった際、現に指定地域内において工場又は事業場にその施設を設置している場合	特定施設使用届 法第 7 条(様式第 2)	指定地域となった日又は特定施設となった日から 30 日以内
3	特定施設の種類及び能力ごとの数を変更する場合 特定施設の使用の方法を変更する場合	特定施設の種類及び能力ごとの数・特定施設の使用の方法変更届 法第 8 条(様式第 3) (注 1)	変更工事開始日の 30 日前まで
4	振動の防止の方法を変更する場合 (注 2)	振動の防止の方法変更届 法第 8 条(様式第 4)	変更工事開始日の 30 日前まで
5	氏名、住所、工場又は事業場の名称、所在地等に変更があった場合 (注 3)	氏名等の変更届 法第 10 条(様式第 6)	変更があった日から 30 日以内
6	特定工場等に設置する特定施設のすべての使用を廃止した場合	特定施設使用全廃届 法第 10 条(様式第 7)	使用を廃止した日から 30 日以内
7	特定工場等に設置する特定施設のすべてを譲り受け又は借り受け、相続又は合併により承継した場合	承継届 法第 11 条(様式第 8)	承継があった日から 30 日以内

注 1 特定施設の種類及び能力ごとの数を増加しない場合、発生する振動の増加を伴わない場合、又は使用時間の開始時刻の繰り上げ又は終了時刻の繰り下げを伴わない場合は、届出の必要はありません。

注 2 防止方法の変更により振動が増加しない場合は、届出の必要はありません。

注 3 工場等の所在地の変更とは住居表示の変更であって、工場・事業場の移転による変更ではありません。移転の場合は、1 及び 6 による届出が必要となります。

千葉県環境保全条例による規制（騒音・振動関係）

1 特定施設及び特定作業

(1) 騒音に係る特定施設(施行規則第 32、33 条)

工場等に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設であって、規則で定めるものを特定施設といい、規制の対象としています。

1	<p>金属加工機械</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 液圧プレス（矯正プレスのものに限る。） イ 機械プレス（呼び加圧能力が 294 キロニュートン未満のものに限る。） ウ ベンディングマシン（ロール式以外のもので原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。） エ せん断機（原動機の定格出力が 1 キロワット以上 3.75 キロワット未満のものに限る。） オ ブラスト（タンブラスト及び密閉式のものに限る。） カ 製鋸機 キ 製釘機 ク 切断機（といしを用いるもの以外のものに限る） ケ 平削機 コ 型削機 サ 研磨機 シ 自動やすり目立機（原動機の定格出力が 1.5 キロワット以上のものに限る。）
2	<p>圧縮機（原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上 7.5 キロワット未満のものに限る。ただし、冷凍機を除く。）</p>
3	<p>送風機(排風機を含み、原動機の定格出力が 3.7 キロワット以上 7.5 キロワット未満のものに限る。)</p>
4	<p>粉砕機</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が 7.5 キロワット未満のものに限る。） イ 食料加工用粉砕機（ただし、ロール式の穀物用製粉機にあつては、原動機の定格出力が 7.5 キロワット未満のものに限る。） ウ その他の用に供する粉砕機(破砕機及び摩砕機を含む。)
5	<p>繊維機械</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 紡績機械 イ 編組機 ウ ねん糸機
6	<p>建設用資材製造機械</p> <ul style="list-style-type: none"> ア コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラント及び混練機の混練容量が 0.45 立方メートル未満のものに限る。） イ アスファルトプラント（混練機の混練重量が 200 キログラム未満のものに限る。）

(1) 騒音に係る特定施設(続き)

7	<p>木材加工機械</p> <p>ア チッパー（原動機の定格出力が 2.25 キロワット未満のものに限る。）</p> <p>イ 帯のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が 0.75 キロワット以上 15 キロワット未満のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 0.75 キロワット以上 2.25 キロワット未満のものに限る。）</p> <p>ウ 丸のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が 0.75 キロワット以上 15 キロワット未満のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 0.75 キロワット以上 2.25 キロワット未満のものに限る。）</p> <p>エ かな盤（原動機の定格出力が 0.75 キロワット以上 2.25 キロワット未満のものに限る。）</p>
8	鋳造型機（ジョルト式以外のものに限る。）
9	ニューマチックハンマー
10	ロール機
11	自動製びん機
12	ドラムかん洗浄機
13	ロータリーキルン
14	コルゲートマシン
15	重油バーナー（重油使用量が毎時 15 リットル以上のものに限る。）
16	<p>走行クレーン</p> <p>ア 天井走行クレーン（原動機の定格出力の合計が 7.5 キロワット以上のものに限る。）</p> <p>イ 門型走行クレーン（原動機の定格出力の合計が 7.5 キロワット以上のものに限る。）</p>
17	集じん装置
18	冷凍機（原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。）
19	<p>原動機（船舶又は車両等の原動機として使用されるものを除く。）</p> <p>ア ディーゼルエンジン（原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。）</p> <p>イ ガソリンエンジン（原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。）</p> <p>ウ ガスタービン</p>
20	クーリングタワー（原動機の定格出力が 0.75 キロワット以上 7.5 キロワット未満のものに限る。）
21	営業を目的として設置される原動機付二輪車（道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 9 号に規定する自動車のうち自動二輪車及び同条第 10 号に規定する原動機付自転車並びにこれらを改造したものをいう。）による断郊競技施設
22	精米機

備考 次に掲げる施設は除く。

- 1 電気事業法第 2 条第 1 項 16 号に規定する電気工作物
- 2 ガス事業法第 2 条第 13 項に規定するガス工作物
- 3 鉱山保安法第 8 条第 1 項に規定する建設物、工作物その他の施設(同法第 2 条第 2 項ただし書に規定する付属施設に設置されるものを除く。)

(2) 振動に係る特定施設(施行規則第 32、33 条)

工場等に設置される施設のうち、著しい振動を発生する施設であって規則で定めるものを特定施設といい、規制の対象としています。

1	金属加工機械 ア 圧延機械（原動機の定格出力の合計が 22.5 キロワット以上のものに限る。） イ 製管機械 ウ 液圧プレス（矯正プレスのものに限る。） エ ワイヤフォーミングマシン（原動機の定格出力が 37.5 キロワット未満のものに限る。）
2	圧縮機（原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上 7.5 キロワット未満のものに限る。ただし、冷凍機を除く。）
3	送風機（排風機を含み、原動機の定格出力が 3.7 キロワット以上のものに限る。）
4	粉砕機 ア 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上 7.5 キロワット未満のものに限る。） イ 食品加工用粉砕機（原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。） ウ その他の用に供する粉砕機(破砕機及び摩砕機を含む。ただし原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。)
5	木材加工機械 チップパー（原動機の定格出力が 2.2 キロワット未満のものに限る。）
6	冷凍機（原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。）

備考 次に掲げる施設は除く。

- 1 振動規制法(昭和 51 年法律第 64 号)第 3 条第 1 項の規定により市長が指定する地域（平成 4 年 4 月 1 日千葉市告示第 100 号に定めるところによる）外に設置される特定施設
- 2 電気事業法第 2 条第 1 項 16 号に規定する電気工作物
- 3 ガス事業法第 2 条第 13 項に規定するガス工作物
- 4 鉱山保安法第 8 条第 1 項に規定する建設物、工作物その他の施設(同法第 2 条第 2 項ただし書に規定する付属施設に設置されるものを除く。)

(3) 騒音及び振動に係る特定作業

著しい騒音及び振動を発生する作業のうち、業として行われる作業であって規則で定めるものを特定作業といい、規制の対象としています。

	作 業 の 種 類
1	板金もしくは製かん又は金属のつち打ち、研磨若しくは切断の作業
2	鉄骨又は橋梁の組み立ての作業(建設又は建築の現場作業を除く。)
3	ブルドーザー、トラクターショベル、バックホーその他これらに類する整地機又は掘削機を使用する作業(建設現場における作業を除く。)
4	建設車両若しくは建設機械の修理又は整備をする作業
5	木材又は石材の加工作業
6	材料置場、原料置場、建設機械置場その他これらに類するものにおける材料等の搬入又は搬出の作業

備考 騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)及び振動規制法(昭和 51 年法律第 64 号)に規定する特定施設並びに千葉市環境保全条例第 60 条第 1 号に定める特定施設を設置して行う作業を除く。

※ 騒音規制法・振動規制法における特定施設との関係について、「騒音・振動関係法令の特定施設早見表」を末尾ページに示しています。(3) の特定作業は含まれておりません。

2 指定地域

市条例に基づく規制基準が適用される区域として、千葉市長が定めた区域。千葉市では、騒音規制法及び振動規制法に定める指定地域と同じです。

3 規制基準

騒音規制法及び振動規制法による基準と同じです。

4 届出(条例第 62、63、64、65、68、69 条)

指定地域内において、特定施設を設置、若しくは特定作業を行おうとする者、又は変更等をしようとする者は、所定の届出をしなければなりません。届出には正副 2 部が必要になります。(届出様式はホームページからダウンロードできます。)

5 勧告及び命令(条例第 66、71 条)

(1) 計画変更勧告及び命令

特定施設設置、特定作業実施、又は数等の変更があった場合において、発生する騒音・振動が規制基準以内に適合しないことにより、その周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、その届出を受理した日から 30 日以内に、計画の変更を勧告されます。

勧告を受けた者が、その勧告に従わないで特定施設を設置し、又は特定作業を行っている時は、勧告に従うことを命ぜられます。

(2) 改善勧告及び命令

工場等から発生する騒音・振動が、規制基準に適合しないことにより、周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、改善すべきことを勧告されます。

勧告を受けたものがその勧告に従わないときは、勧告に従うことを命ぜられます。

6 報告及び検査(条例第 107、108 号)

(1) 報告の徴収

特定施設の状態等について報告を求められることがあります。

(2) 立入検査

特定施設その他の物件について立入検査されることがあります。

7 罰則(条例第 114、116、117、118 条)

改善命令に従わないとき、届出を怠ったとき、あるいは報告又は検査を拒んだ時は、罰則が適用されます。

千葉県環境保全条例（騒音・振動関係）届出種類

		届出種類	届出期限
1	指定地域内において工場又は事業場に特定施設を設置しようとする場合、又は、特定作業を実施しようとする場合	特定施設設置（使用）届 条例第 62 条(様式第 1 号) 特定作業実施届 条例第 63 条(様式第 2 号)	工事開始日の 30 日前まで
2	一の地域が指定地域となった際、現にその地域内において工場又は事業場に特定施設を設置している場合（特定作業を実施している場合） 一の施設が特定施設となった際、現に指定地域内において工場又は事業場にその施設を設置している場合（特定作業を実施している場合）	特定施設設置（使用）届 条例第 64 条(様式第 1 号) 特定作業実施届 条例第 64 条(様式第 2 号)	指定地域となった日又は特定施設となった日から 30 日以内
3	(特定施設設置後、以下の事項に変更があったとき) 種類及び能力ごとの数（注 1） 騒音・振動の防止の方法（注 2） 構造、使用の方法（注 3） 工場等に常時勤務（使用）する従業員の数 工場等の敷地面積、建築面積及び所在地の属する地域の用途地域の種別 特定施設の種類ごとの通常の日における使用の開始及び終了の時刻 特定施設の設置工事着工予定日及び使用開始年月日	特定施設構造等変更届 条例第 65 条(様式第 3 号)	変更 30 日前まで
4	(特定作業実施後、以下の事項に変更があったとき) 特定作業の場所、実施の期間及び作業の時間 特定作業の目的に係る施設 騒音、振動の防止の方法 特定作業の種類（注 4） 特定作業に常時従事（勤務）する従業員の数 特定作業に要する土地の面積及び当該特定作業を行おうとする場所の属する地域の用途地域の種類 特定作業の開始予定年月日 使用する重機等の種類、形式、能力ごとの数	特定作業施設等変更届 条例第 65 条(様式第 4 号)	変更 30 日前まで
5	氏名、住所、工場又は事業場の名称、所在地等に変更があった場合（注 5）	特定施設等氏名等変更届 条例第 68 条(様式第 6 号)	変更があった日から 30 日以内
6	特定工場等に設置する特定施設のすべての使用を廃止した場合	特定施設等使用廃止届 条例第 68 条(様式第 7 号)	使用を廃止した日から 30 日以内
7	特定工場等に設置する特定施設のすべてを譲り受け又は借り受け、相続又は合併により承継した場合	特定施設等承継届 条例第 69 条(様式第 8 号)	承継があった日から 30 日以内

注 1 特定施設の種類及び能力ごとの数を増加しない場合、又は使用時間の開始時刻の繰り上げ又は終了時刻の繰り下げを行わない場合は、届出の必要はありません。

（騒音関係の場合、その施設に係る直近の届出により届け出た数の 2 倍以内の数に増加する場合は届出不要）

注 2 防止方法の変更により騒音又は振動が増加しない場合は、届出の必要はありません。

注 3 特定施設の構造及び使用の方法の変更であってその能力の変更を伴わない場合、又は騒音及び振動の増加を伴わない場合は届出の必要はありません。

注 4 特定作業の目的に係る施設の変更であって、騒音及び振動の増加を伴わない場合は届出の必要はありません。

注 5 工場等の所在地の変更とは住居表示の変更であって、工場・事業場の移転による変更ではありません。移転の場合は、1 及び 6 による届出が必要となります。

参考：騒音・振動関係法令の特定施設早見表

・下記は対象施設の抽象的な関係を示したもので、具体的な適用判断については法令の記載内容によること。

特定施設	騒音規制法	振動規制法	千葉市環境保全条例	
			騒音	振動
金属加工機械	圧延機械	≥22.5kW	-	≥22.5kW
	製管機械	○	-	○
	ベンディングマシン	≥3.75kW(ロール式)	-	≥3.75kW(ロール式除く)
	液圧プレス	矯正プレス除く		矯正プレス
	機械プレス	≥294kN	○	<294kN
	せん断機	≥3.75kW	≥1.0kW	<3.75kW, ≥1.0kW
	鍛造機	○	○	-
	ワイヤーフォーミングマシン	○	≥37.5kW	<37.5kW
	プラスト	タンブラストと密閉式除く	-	タンブラスト、密閉式
	タンブラー	○	-	-
	製鋸機	-	-	○
	製釘機	-	-	○
	切断機	といし式	-	といし式除く
	平削盤	-	-	○
	型削盤	-	-	○
	研磨機	-	-	○
	自動やすり目立機	-	-	≥1.5kW
送風機・圧縮機	空気圧縮機	≥7.5kW(冷凍機除く)	≥7.5kW(冷凍機除く)	<7.5kW, ≥3.75kW
	圧縮機	-	-	-
	冷凍機(エアコン室外機)	-	-	≥3.75kW(エアコンの室外機含む)
	送風機	≥7.5kW	-	<7.5kW, ≥3.7kW
	クーリングタワー	-	-	<7.5kW, ≥0.75kW
粉砕機 (破碎機、摩砕機、ふるい機、分級機)	土石用又は鉱物用	≥7.5kW	≥7.5kW	<7.5kW
	食品加工用粉砕機	-	-	○
	穀物用製粉機	≥7.5kW(ロール式のもの)	-	<7.5kW(ロール式のもの)
	その他の粉砕機	-	-	○
織機等	織機	○(原動機によるもの)	○(原動機によるもの)	-
	紡績機械	-	-	○
	編組機	-	-	○
	ねん糸機	-	-	○
建設資材製	コンクリートプラント	≥0.45m ³ (気ほう式除く)	-	<0.45m ³ (気ほう式除く) ○(気ほう式)
	コンクリートブロックマシン	-	原動機の合計: ≥2.95kW	-
	コンクリート管・柱製造機械	-	原動機の合計: ≥10kW	-
	アスファルトプラント	≥200kg	-	<200kg
木材加工機械	ドラムバーカー	○	○	-
	チップパー	≥2.25kW	≥2.2kW	<2.25kW
	碎木機	○	-	<2.2kW
	帯のこ盤(製材用)	≥15kW	-	<15kW, ≥0.75kW
	丸のこ盤(製材用)	≥15kW	-	<15kW, ≥0.75kW
	帯のこ盤(木工用)	≥2.25kW	-	<2.25kW, ≥0.75kW
	丸のこ盤(木工用)	≥2.25kW	-	<2.25kW, ≥0.75kW
かなな盤	≥2.25kW	-	<2.25kW, ≥0.75kW	
抄紙機	○	-	-	
印刷機械	○(原動機によるもの)	≥2.2kW	-	
ゴム練用又は合成樹脂用のロール機	-	≥30kW (カレンダーロール機除く)	-	
合成樹脂用射出成形機	○	○	-	
鋳造型機	○(ジョルト式)	○(ジョルト式)	○(ジョルト式除く)	
ニューマチックハンマー	-	-	○	
ロール機	-	-	○	
自動製びん機	-	-	○	
ドラムかん洗浄機	-	-	○	
ロータリーキルン	-	-	○	
コルゲートマシン	-	-	○	
重油バーナー	-	-	重油使用量: ≥15l/h	
天井走行クレーン	-	-	原動機の合計: ≥7.5kW	
門型走行クレーン	-	-	原動機の合計: ≥7.5kW	
集じん装置	-	-	○	
原動機	(船舶又は車両等の原動機として使用されるものを除く。)			
	ディーゼルエンジン	-	-	≥7.5kW
	ガソリンエンジン	-	-	≥7.5kW
	ガスタービン	-	-	○
自動二輪車断郊競技施設	-	-	○	
精米機	-	-	○	

※ ○のついた施設については、能力を問わず対象とされているものです。

※ 電気事業法、ガス事業法、鉱山保安法の対象となる工作物については対象外となることがあります。

騒音・振動規制法の届出 記載例

様式第1

特定施設設置届出書

千葉市長

平成〇〇年〇〇月〇〇日

法人代表者印

※ 届出には正副の両方に届出者の押印が必要となります。

変更の場合には、設置届出書ではなく、別様式の変更届出書が必要になります。
(騒音・振動規制法 第8条関係)

届出者

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
千葉市中央区〇〇町〇〇-〇
〇〇プレス工業(株)
代表取締役 〇 〇 〇 〇 印



騒音規制法第6条第1項
振動規制法第6条第1項

の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	〇〇プレス工業(株) 千葉工場		※ 会社名でなく、事業所としての呼称を記入ください		
工場又は事業場の所在地	千葉市中央区〇〇町〇〇-〇		※ 受理年月日	年月日	
工場又は事業場の事業内容	自動車部品 プレス加工		※ 施設番号		
常時使用する従業員数	30人		※ 審査結果		
△騒音の防止の方法	別紙のとおり		※ 備考		
特定施設の種類の種類	型式	公称能力	数	使用開始時刻 (時・分)	使用終了時刻 (時・分)
別紙3のとおり					

備考 1 特定施設の種類の欄には、騒音規制法施行例別表第1に掲げる項番号及び記載すること。

2 騒音(振動)の防止の方法の欄については、別紙によることとし、消音器の位置、音源室内の防音装置、遮音塀の設置等騒音(振動)の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を利用すること。

3 ※の欄には、記載しないこと。

4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

5 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに変えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができる。

※ 詳細は別紙3に記入してもらいます

千葉市環境保全条例の届出 記載例

様式第1号（第4条第1項、第15条第1項、第35条第1項、第52条第1項関係）

特定施設設置（使用）届出書

千葉市長

変更の場合には、設置届出書ではなく、別様式の変更届出書が必要になります。（市条例 第65条関係）

届出者 住所（所在地） **千葉市中央区〇〇町〇〇一〇**
〇〇プレス工業(株)

氏名（名称及び代表者の氏名）
代表取締役 〇 〇 〇 〇

この届出 職氏名
 の取扱者 **施設部長** 〇 〇（電話番号）245-5191
 （連絡先電子メールアドレス）
 @

法人代表者印
 ※ 届出には正副の両方に届出者の押印が必要となります。
 平成〇〇年〇〇月〇〇日

本届出を管理・保管する方の連絡先を記入ください

千葉市環境保全条例〔第17条第1項・第19条第1項・第30条第1項・第31条第1項・第62条第1項・第64条第86条第1項〕の規定により、次のとおり届け出ます。

届出に係る特定施設の区分	1 ばい煙等 2 水 質 <u>3 騒音・振動</u> 4 悪 臭		
工場等の名称	〇〇プレス工業(株) 千葉工場	会社名でなく、事業所としての呼称を記入ください ※整理番号	
工場等の所在地	千葉市中央区 〇〇町〇〇一〇	※受理年月日	
都市計画法の用途地域	工業地域	※備 考	
特定施設の種類の等	別紙3のとおり	詳細は別紙3で記入してもらいます	
△特定施設の構造	別紙のとおり	業種（産業分類）及び主要生産品目	自動車部品 プレス加工
△特定施設の使用の方法	別紙のとおり	常時勤務（使用）する従業員数	30人
△汚染物質等の処理の方法又は防止の方法	別紙のとおり	工場等の通常の始業及び終業の時刻（作業時間）	9:00～18:00
△汚染物質等の汚染状態及び量	別紙のとおり	敷地面積及び建築面積	敷地 1500m³ 建物 450m³
△排水に係る用水及び排水の系統	別紙のとおり	公害防止のための組織及び担当責任者の氏名	管理部長 〇〇 〇〇
特定施設設置工事着手予定年月日 及び使用開始予定年月日	平成 〇〇 年 〇 月 〇 日 平成 〇〇 年 〇 月 〇 日		

備考

- 1 ※印の欄については、記入しないこと。
- 2 △印の欄については、別紙1から4までのうち該当するものによること。
- 3 用紙の大きさは、図面、表などやむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること

提出期限に注意！！
“工事着手日”の30日前です。

冷凍ショーケースや空調機の室外機は冷凍機に該当します。

別紙3

騒音及び振動に係る特定施設の概要

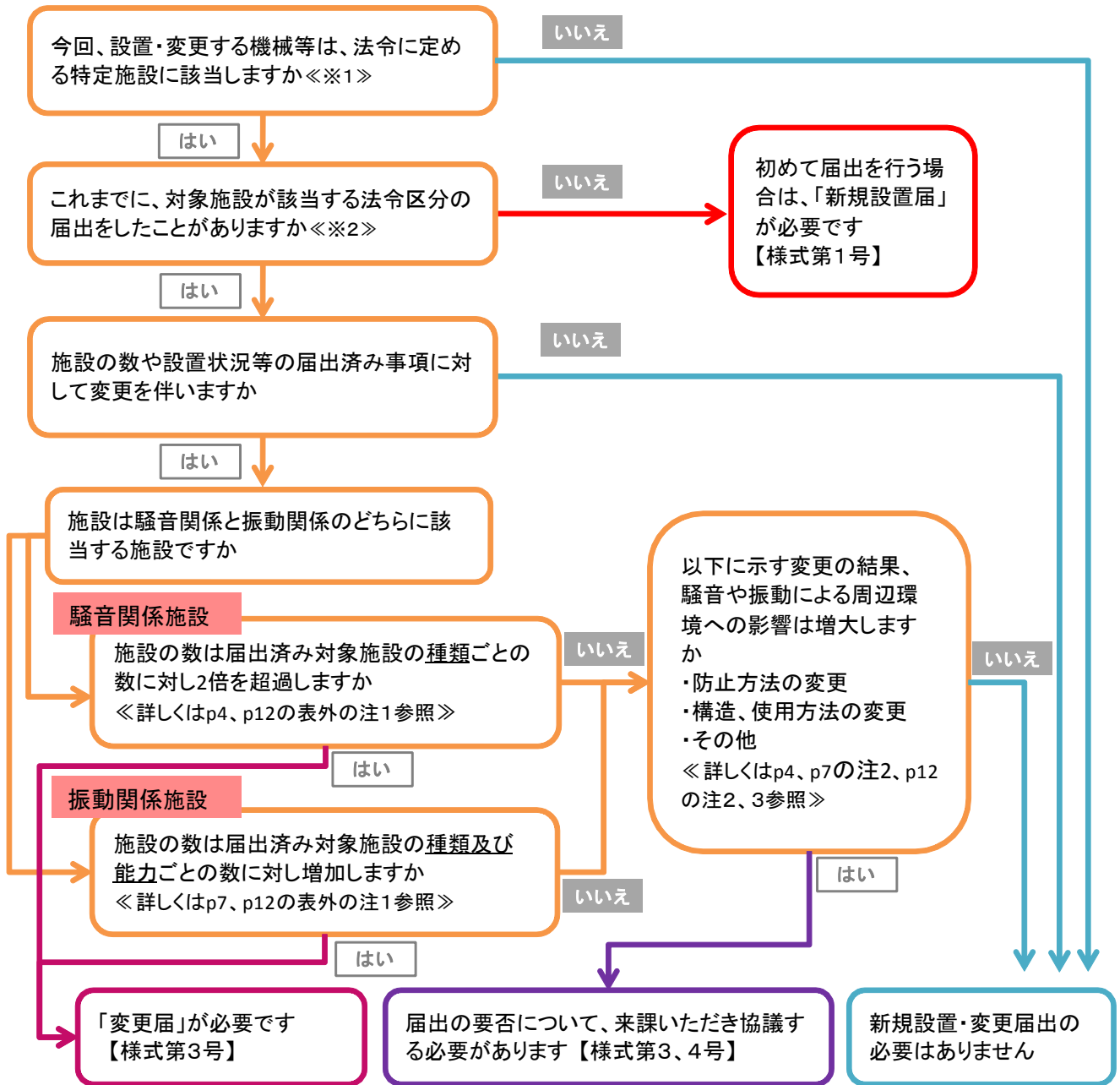
施設の種類	機械プレス	空気圧縮機	送風機	冷凍機	クーリングタワー
設置年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
使用年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
型式	ABC-55X	DEF-55Y	JK30L	GHP600	〇〇
公称能力	300kN (30t)	22.0kw	30kw	3.75kw+4.5kw	5.5kw
数	2	1	1	4	1
使用時間	8:00時~17:00時	8:00時~17:00時	0:00時~24:00時	0:00時~24:00時	0:00時~24:00時
使用状況	通年使用	通年使用	非常時	夏期のみ	夏期のみ
騒音防止の方法	屋内設置	屋内設置	距離減衰による	防音壁設置	防音壁設置
振動防止の方法	防振架台	防振架台	防振ゴムパッド	防振ゴムパッド	防振ゴムパッド
添付書類及び図面	1 特定施設の配置図 2 工場等の敷地の周囲約100メートルの見取り図 3 敷地内の建物の平面図・立面図 4 特定施設の構造図（カタログ・承認図又は写真） 5 消音施設等（建屋を含む）構造及び設置位置を示す図面 6 騒音振動の計算書		※ 規則第37条 特定施設構造等の変更届出 変更事項 1 特定施設の種類及び能力ごとの数 2 特定施設の構造 3 特定施設の使用の方法 4 騒音等の防止の方法 5 その他規則で定める事項		

添付書類に関する注意事項

添付書類は別紙3に記載の書類を、以下の点に注意のうえ用意し、添付してください。

- 1 特定施設の配置図 : 敷地内において、特定施設ごとに配置場所が明確にされた図面
- 2 見取図 : 周辺の目印となる建物を含め、現地確認に行ける程度の地図、案内図
- 3 平面図・立面図 : 建物の構造や大きさ、特定施設の設置個所が明確にされた図面
- 4 特定施設のカタログ : 特定施設ごとに型式や公称能力が明確にされた図書
- 5 消音施設等の図面 : 壁や屋内設置により防音措置をする場合は、それぞれの構造
- 6 騒音振動の計算書 : 敷地境界における騒音予測結果を計算過程も含めて明確にした計算書
 - ・発生する音や振動が明らかに小さい場合などは省略が可能です。
 - ・なお、図面中で騒音予測地点と特定施設の関係を明確にしてください。

特定施設設置・変更届出確認フロー



※1・・・騒音・振動規制法、市条例ごとの特定施設が定められております。手引きの記載内容をご確認ください。
 ※2・・・対象となる法令区分において既に届出済みであれば、以降、新規機器の設置も変更の扱いとなります。

問い合わせ・届出書提出先 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1
 千葉市環境局環境保全部環境規制課 騒音対策班
 TEL 043-245-5191 FAX 043-245-5581

届出様式のダウンロード
<http://www.city.chiba.jp/kankyo/kankyohozen/kankyokisei/sound.html>

“千葉市” “騒音” 検索 ⇒ 千葉市：騒音対策班のページへ